社会福祉法人共生会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」とい う。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
 - (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任 関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、そ の名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。 報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、 正

規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(年間報酬総額)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間28万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間21万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う ことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議 員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日 にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないもの とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬等)

- 第6条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営の ための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の ための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払 うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した ときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。
- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費 支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、 この規程を適用することができる。

(報酬等の支給日)

- 第10条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第11条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員に は本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年5月31日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 (出席報酬日額)

名 称	職務	報酬
理事会出席報酬等	理事	5,000円
	監事	10,000円
評議員会出席報酬等	評議員	10,000円
	理事	5,000円
	監事	5,000円

別表2 (勤務報酬等)

名 称	報酬	
理事長業務報酬等(日額)	15,000円	
理事業務報酬等 (日額)	10,000円	
監事監査指導報酬等 (日額)	50,000円	

別表3 (出張旅費日額)

旅	費	
実	費	